

## 国見町告示第3号

国見町生活者支援プレミアム付商品券事業実施要綱を次のとおり定める。

令和8年1月16日

国見町長 村上 利通

### 国見町生活者支援プレミアム付商品券事業実施要綱

#### (目的)

第1条 この告示は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援を図るために実施するプレミアム付商品券事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プレミアム付商品券 前条の目的を達成するために、町によって発行する商品券をいう。
- (2) 購入対象者 令和8年1月16日現在で国見町に住民登録されている者をいう。
- (3) 特定取引 プレミアム付商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (4) 特定事業者 特定取引を行い、プレミアム付商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。
- (5) 大型店 特定事業者のうち、店舗面積が1,000平米以上かつ本店が国見町外にある特定事業者をいう。
- (6) 地元店 特定事業者のうち、大型店以外の特定事業者をいう。
- (7) 委託業者 特定事業者の募集やプレミアム付商品券の販売、換金等の事務を

実施する町から委託を受けた者をいう。

(プレミアム付商品券の販売等)

第3条 委託業者は、この告示に定めるところにより、購入対象者に次の表のとおりプレミアム付商品券を販売する。

販売額	枚数
15,000円のプレミアム付商品券を5,000円で販売	1枚500円券を30枚

(プレミアム付商品券の使用範囲等)

第4条 プレミアム付商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 プレミアム付商品券の使用期間は、令和8年4月15日から令和8年8月31日までの間とする。

3 特定取引に使用されたプレミアム付商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払は行われ  
ないものとする。

4 プレミアム付商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。

5 プレミアム付商品券は、購入した本人又は家族に限り使用することができる。

6 プレミアム付商品券は、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用  
することができない。

(1) 不動産や金融商品

(2) たばこ（電子たばこを含む。）

(3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第5号に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

(5) 国税、地方税及び使用料などの公租公課

(特定事業者の登録等)

第5条 町は、特定事業者を募集し、応募した事業者を登録したうえで、当該特定事  
業者に特定事業者登録証明書を交付する。

(特定事業者の責務)

第6条 特定事業者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定取引においてプレミアム付商品券での購入を拒んではならないこと。
- (2) プレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (3) 町及び受託業者と適切な連携体制を構築すること。

2 町は、特定事業者が前項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(地元店支援)

第7条 委託業者は、第3条で販売するプレミアム付商品券のほかに地元店を支援するための事業を実施することができる。

(プレミアム付商品券の換金手続)

第8条 委託業者は、特定取引においてプレミアム付商品券が使用された場合は、関係特定事業者に対し、その券面金額に相当する金額を支払うものとする。この場合において、特定事業者は、第5条の規定により交付を受けた特定事業者登録証明書を提示するとともに、令和8年8月31日までの特定取引において受け取ったプレミアム付商品券を提出して、券面金額での換金を申し出るものとする。

2 換金の方法は、別に指定する方法によるものとする。

3 特定事業者は、令和8年9月9日までにプレミアム付商品券の換金を申し出なければならない。

(プレミアム付商品券に関する周知等)

第9条 町及び委託業者は、プレミアム付商品券事業の実施に当たり、購入対象者の要件、販売の方法及び販売開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により周知しなければならない。

(その他)

第10条 この告示の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年10月31日限り、その効力を失う。